平成２６年１０月

事 業 主 各 位

北海道労働局長登録教習機関
(公社)北海道労働基準協会連合会
(受付窓口) 札幌労働基準協会

安全衛生推進者
衛 生 推 進 者 養成講習の実施について

労働安全衛生法(第12条の2)では、別記１の事業場においては安全衛生推進者を、別記２の事業場においては衛生推進者をそれぞれ選任しなければならないこととなっております。
つきましては、標記講習を下記により実施いたしますので関係者多数が受講されますようご案内申し上げます。

別記１　　＝＝ 安全衛生推進者の選任が必要な事業場 ＝＝

◎林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場、自動車整備業及び機械修理業で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

別記２　　＝＝ 衛生推進者の選任が必要な事業場 ＝＝

◎　上記別記１以外の業種の事業場で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

記

安全衛生推進者養成講習(２日間)	衛生推進者養成講習(１日間)
日時　平成２６年１１月５日(水)　８時50分～１７時１０分	平成２６年１１月５日(水)８時５０分～１７時１０分
平成２６年１１月６日(木)　８時５０分～１２時	
受講料　9,800円・テキスト代　1,296円	6,500円・テキスト代　1,296円

場　所　北海道トラック総合研修センター　札幌市中央区南９条西１丁目（駐車場なし）
(地下鉄南北線中島公園駅下車、徒歩約３分)、

裏面もご覧下さい

申込方法

① 別紙受講申込書に受講料・テキスト代及び写真（最近6ケ月以内に撮影した上半身無帽の証明写真2枚《(ﾀﾃ 30ﾐﾘ・ﾖｺ 24ﾐﾘ)（ｲﾝｽﾀﾝﾄｶﾒﾗ.ﾎﾟﾗﾛｲﾄﾞ.ﾃﾞｼﾞﾀﾙ写真不可）写真の裏面に氏名記入し、1枚貼付け、1枚申込書裏面にテープどめ》を添え　（受付窓口）札幌労働基準協会　((公社)北海道労働基準協会連合会札幌支部) 060-0807札幌市北区北7条西2丁目３７山京ビル2F(電話 757-0340, FAX 757-1803)までお申込ください。

受講料は当協会へ、持参して戴くか、銀行振込(北洋銀行北七条支店 普通預金口座(３９４７９４８)（公社）北海道労働基準協会連合会札幌支部)又は、現金書留を利用下さい。

受講申込書と受講料入金確認後、受講票を、送付します。

② 申込受付２６年１０月１日(水)から開始し定員(１００名)に達し次第締切ります。

注意事項

① 安全衛生推進者及び衛生推進者の選任は、事業の種類によって異なりますので、前記別記１・別記２を参照下さい。

② 受講申込書(修了証台帳)の受講名で不用な文字は抹消して下さい。

③ 講習会場に駐車場ありませんのでご留意下さい。

④ 受講当日欠席の場合は、受講料は返金いたしませんのでお含み下さい。

－－－－－－－－－－－－－－－－切－－－－－－取－－－－－－線－－－－－－－－－－－－－－－－－

〈別紙〉

安全衛生推進者・衛生推進者　受講申込書

ふりがな		男	生年月日	S　年　月　日
氏　名		女		H
本籍地	(都道府県のみ)			
現住所	〒　電話			
勤務先 所在地	〒			
勤務先 名称	電話			

横24ミリ
縦30ミリ
写真は1枚
ここに糊付け

平成　年　月　日

(公社) 北海道労働基準協会連合会長　殿

受講番号　　号

「廃棄物の焼却設備に関する業務」（特別教育）のご案内

札幌労働基準協会

労働安全衛生法第 59 条第 3 項(労働安全衛生規則第 36 条第 34 号から第 36 号)では、事業主が、**（注）廃棄物の焼却施設に関する業務**に労働者を就かせるときは、その業務に関する安全及び衛生の特別教育を行うことが義務付けられています。

当協会では、事業者の委託を受け、当該特別教育規程に基づいて法定の特別教育を実施しております。この機会に多数受講されますようご案内いたします。

（注）廃棄物の焼却に関する業務

火床面積が 0.5 ㎡以上又は焼却能力が 1 時間当たり 50 kg以上の廃棄物焼却炉(ダイオキシン類対策特別措置法の対象焼却炉です。)を有する廃棄物焼却施設における以下の作業を対象としています。

1 廃棄物の焼却施設におけるばいじん及び焼却灰その他燃え殻を取扱う業務に係る作業

2 廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備補修点検等の業務に係る作業

3 廃棄物焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他燃え殻の取扱いの業務にかかる作業

記

1 日　　時　平成 26 年 11 月 12 日（水）12 時 50 分~17 時 00 分

2 場　　所　北海道トラック総合研修センター

札幌市中央区南 9 条西 1 丁目

3 受 講 料　一 般　　9,720 円　テキスト代　864 円

当協会会員　7,560 円　テキスト代　864 円

4 修 了 証　教育終了時に特別教育修了証を交付いたします。

5 申込方法

裏面の「委託申込書」にて fax で申し込み、受講料（テキスト代含む）を送金又は振込みお支払ください。

・委託申込書と受講料の入金を確認後、受講票を送付します。

・受講料などを送金される場合は、現金書留または、北洋銀行北七条支店普通預金口座 930447（札幌労働基準協会）をご利用下さい。

・申込先（問い合わせ先）　札 幌 労 働 基 準 協 会

〒060 - 0807 札幌市北区北七条西 2 丁目　**37 山京ビル 2 階 201 号**

電話 011-757-0340、Fax　011-757-1803

6 申込み受付 **10 月 1 日（水）** から開始し、定数（60 名）に達し次第締め切ります。

7 留意事項

(1) 受講当日欠席の場合、受講料は返金いたしませんので、ご了承下さい。

(2) 受講の際は、受講票及び筆記用具を必ず持参してください。

(3) 会場には駐車場がありませんので、特にご留意下さい。

裏面もご覧下さい。

安全衛生特別教育規程第21条(抄)

科　　目	範　　囲	時　間
ダイオキシン類の有害性	ダイオキシン類の性状	0,5時間
作業の方法及び事故の場合の措置	作業の手順　ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置　作業環境改善の方法　洗身及び身体等の清潔の保持の方法　事故時の措置	1,5時間
作業開始時の設備の点検	ダイオキシン類のばく露を低減させるための設備についての作業開始時の点検	0,5時間
保護具の使用方法	保護具の種類、性能、洗浄方法、使用方法及び保守点検の方法	1時間
その他　ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則中の関係条項 ダイオキシン類のばく露を防止するため当該業務について必要な事項	0,5時間

・・・・・・・・・・・・・・・・・このままFaxしてください・・・・・・・・・・・・・

廃棄物の焼却設備に関する業務特別教育実施委託申込書

※	氏(ふり)　名(がな)	生年月日	住　所
		S　・　・ H　・　・	〒　－
		S　・　・ H　・　・	〒　－
勤務先名称			(電話　－　)

前記の者に対し、労働安全衛生法第59条第3項による「廃棄物の焼却設備に関する業務」について、特別教育の実施を委託いたします。

会員・非会員の別	どちらかに○印して下さい

平成　　年　　月　　日

□□□-□□□□

事業場所在地・名称

事業主氏名　　㊞

(fax０１１－７５７－１８０３)

札幌労働基準協会長　様

フォークリフト運転業務従事者(有資格者)の安全衛生教育（再教育）（ご案内）

札幌労働基準協会

労働安全衛生法（第60条の2第2項）では、フォークリフト運転業務従事者の方々に対しては、**定期的に（概ね5年ごと）**安全衛生教育（再教育）を行うよう努めなければならないと定められています。

このたび厚生労働省のカリキュラムに基づき標記講習会を開催いたします。

1　受講対象　フォークリフト運転技能講習修了者
（修了書を取得して概ね5年を経過している者）

2　日　時　平成26年11月27日（木）　８：５０～１６：１０

3　場　所　北海道トラック総合研修センター（駐車場なし）
札幌市中央区南9条西1丁目1-10　（℡011-531-2215）
（地下鉄南北線　中島公園駅下車　徒歩3分）

4　受講料

	受講料	テキスト代	合計（税込）
一般	９，７２０円	１，６４６円	１１，３６６円
会員	７，５６０円	１，６４６円	９，２０６円

（会員：札幌労働基準協会会員）

5　講習科目

	科　目	概　要	時間
学科	最近のフォークリフトの特徴	(1)フークリフトの構造上の特徴 (2)各種荷役運搬方法の特徴	2時間
	フォークリフトの取扱いと保守	(1)フォークリフトによる作業と安全 (2)フォークリフトの点検・整備	2時間
	災害事例及び関係法令	(1)災害事例とその防止対策 (2)労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	2時間

6　申込方法

（1）**受講申込書**にフォークリフト運転技能講習終了証のコピーを添付し、受講料・テキスト代をそえて、お申込み（ＦＡＸ可）してください。

裏面へ

（申込先）札幌労働基準協会
〒060-0807　札幌市北区北７条西２丁目　37 山京ビル 2F201 号
TEL011-757-0340　FAX011-757-1803　HP：http://s-rouki.jp/

（２）　受講料・テキスト代は、申込先へ（持参または現金書留）していただくか、次の口座をご利用ください。

（北洋銀行北七条支店　普通　９３０４４７　口座名　札幌労働基準協会）

（３）受講申込書と受講料の入金を確認後、受講票を送付します。

７　その他

（１）受講当日欠席の場合は、受講料を返金いたしませんのでご了承ください。

（２）講習会場には駐車場がありませんので特にご留意ねがいます。

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育受講申込書

※受講番号　　番

氏名（フリガナ）	
生年月日	S・H　年　月　日生
現住所	〒
修了証発行先	
修了証発行年月日	昭和 平成　年　月　日
修了証番号	第　号

（受講者２名以上の場合は申込書をコピー願います）

平成　年　月　日

会員・非会員	○印して下さい

事業場名

□□□-□□□□

所在地

電話番号

札幌労働基準協会長　殿
（ＦＡＸ０１１－７５７－１８０３）

自由研削用といしの取替え等の業務の特別教育の実施について

札幌労働基準協会

労働安全衛生法第５９条第３項（労働安全衛生規則第３６条第１号）では、「研削といしの取替え又は取替時の試運転の業務」に従事させる労働者に対し、特別教育を実施しなければならないと定められています。

このたび事業者の委託を受け、当該特別教育規程に基づく法定の特別教育を実施いたします。

なお、自由研削用研削盤の種類は、おおむね次の通りです。

① 携帯用ｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ
ﾎﾞｰﾀﾌﾞﾙｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ・ﾊﾞｰﾁｶﾙｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ・ﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ・ﾊﾝﾄﾞｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ・ｱﾝｸﾞﾙｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ

② 卓上（床上）用ｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ（両頭ｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ）

③ ｽｲﾝｸﾞｸﾞﾗｲﾝﾀﾞ

④ ﾜｺﾞﾝｸﾞﾗｲﾝﾀ

⑤ 切断機

⑥ その他
（木工機械等に研削といしを取り付けて使用するもの）

１　日　時　**平成２６年１２月１１日（木）**（8時50分～16時10分）

２ 場　所　北海道トラック総合研修センター
札幌市中央区南９条西１丁目　（駐車場なし）
（地下鉄南北線中島公園駅下車、徒歩約３分）

３ 受 講 料

	受講料	テキスト代	合計（税込）
会員	７，５６０円	１，１８８円	８，７４８円
一般	９，７２０円	１，１８８円	１０，９０８円

（会員：札幌労働基準協会会員）

４　法定講習科目・時間数

(1)　学科教育

・自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識　2時間
・自由研削用といしの取付方法及び試運転の方法に関する知識　1時間
・関 係 法 令　1時間

(2) 実技教育

・自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法　2時間

５　修 了 証　教育終了時に特別教育修了証を交付いたします。

裏面もご覧下さい

6　**申込み方法**

下記の「委託申込書」に受講料およびテキスト代を添えて申込み下さい。

・**申込先**　　札 幌 労 働 基 準 協 会

〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目　37山京ビル2F

電話 757-0340 FAX757-1803

・受講料・テキスト代は、申込先へ（持参又は現金書留）していただくか、次の口座をご利用ください。

（北洋銀行北七条支店普通預金口座　９３０４４７（札幌労働基準協会））

・ 委託申込書と受講料の入金を確認後、受講票を送付します。

6　定員

定数(60名)達し次第締切ります。

7　**その他**

(1)　受講の際は受講票及び筆記具を必ず持参して下さい。

(2)　受講当日欠席の場合、受講料は返金いたしませんのでご了承下さい。

---------- 切　・　取　　線 ----------

（自由研削用といしの取替え等の業務）特別教育(学科.実技)実施委託申込書

※	ふりがな 氏　　名	生年月日	住　　所
		S　　・　・ H	〒
		S　　・　・ H	〒
勤務先名称			（電 話　　―　　）

前記の者に対し、労働安全衛生法第59条第3項による「自由研削用といしの取替え等の業務」について特別教育（学科・実技）の実施を委託いたします。

会員・非会員の別	どちらかに○印して下さい

札 幌 労 働 基 準 協 会 長　殿

平成　　年　　月　　日

□□□-□□□□

事業場所在地.名称

事 業 主　氏 名 印　　㊞

平成２６年１０月

事業主各位

札幌労働基準協会長

「低圧電気取扱業務」特別教育の実施について

労働安全衛生法第５９条第３項（労働安全衛生規則第３６条第４号）では低圧電気取扱の業務（注）に従事させる労働者に対し、事業者は一定科目、一定時間について特別教育を実施しなければならないこととなっています。

つきましては、このたび、事業者の委託を受けて当協会において、当該特別教育規程に基づいて法定の特別教育を実施することになりましたので、この機会に多数受講下さるようご案内いたします。

（注）充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作業務」

１	日　　時	**平成２６年１２月１８日（木）** ８時50分～１８時10分
２	場　　所	北海道トラック総合研修センター 札幌市中央区南９条西１丁目
３	受講料等	当協会会員　７，５６０円　テキスト代　６４８円 一　　般　９，７２０円　〃　〃
４	修了証	教育終了時に特別教育修了証を交付いたします。
５	申込方法	受講申込書に受講料、テキスト代を添えて**札幌労働基準協会（〒060-0807 札幌市北区北７条西２丁目　37山京ビル２階201号**、電話011-757-0340、FAX757-1803）へ持参して戴くか、銀行振込み（北洋銀行北七条支店 普通預金口座 930447）又は現金書留でお申込下さい。
６	申込受付	**10月1日(水)**から。但し定員60名に達し次第締切ります。
７	留意事項	(1) 受講前日までの取消は、受講料等をお返しいたします。受講当日に欠席された場合、受講料はお返しできませんのでご了承ください。 (2) 申込者には受講料入金確認後、受講票を発行しますので受講の際には必ず持参して下さい。 (3) 会場には駐車場がありませんので特にご留意下さい。

裏面もご覧下さい

安全衛生特別教育規程（抄）

科　　目	範　　囲	時　間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性・短絡・漏電・接地・電気絶縁	1 時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備・変電設備・配線・電気使用設備・保守及び点検	2 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具・絶縁用防具・活線作業用器具検電器・その他安全作業用具・管理	1 時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護・作業者の絶縁保護・停電電路に対する措置・作業管理・救急処置・災害防止	2 時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	1 時間
実　　技	開閉器の操作	1 時間

……切　取　り　線……

低圧電気取扱業務
特別教育実施委託申込書

※	ふりがな 氏　　名	生年月日	住　　所
		S　・　・ H　・　・	〒　　—
		S　・　・ H　・　・	〒　　—
勤務先名称			（電話　　—　　）

前記の者に対し、労働安全衛生法第59条第3項による「低圧電気取扱業務」について特別教育の実施を委託いたします。

平成　　年　　月　　日

札幌労働基準協会長　殿

会員・非会員の別	どちらかに○印して下さい

□□□-□□□□

事業場所在地・名称

事業主氏名印　　㊞

―はさまれ巻き込まれ災害多発への厚労省の緊急要請に対応！―

体験型　機械設備の安全化研修　札幌会場

主催　中央労働災害防止協会

平成 26 年になり、死亡災害・死傷災害ともに増加傾向を示しております。厚生労働省は、こうした事態に対し緊急対策の実施を宣言するとともに、中災防をはじめとする関係団体に、労働災害防止に向けた緊急要請を行いました。その中で、「製造業」に対する重点対策は、特に多発傾向にある**「機械設備によるはさまれ・巻き込まれ等の災害防止」**です。

機械災害を防ぐには、工場長様の責任の下、機械のリスクアセスメントを実施し、適切にリスク低減が行われた安全な機械を導入すること、さらに、ユーザーの立場から再度リスクアセスメント・リスク低減を行った上で、労働者に使用させることが求められます。本研修は、同指針に示された安全装置やガードによる安全防護方策、非常停止装置等による付加保護方策を中心にリスク低減方策を解説するとともに、実物の各種安全装置を搭載したモデル装置 3 基による体験実習を行います。

ぜひ貴工場の機械設備担当者の方々にご参加いただきますようお願いいたします。

1．日程　平成 26 年 12 月3日（水）9：30～16：40

2．会場　北海道トラック総合研修センター（札幌市中央区南 9 条西 1 丁目）

（地下鉄南北線：中島公園駅下車）　会場には駐車場がありません。

3．対象者　機械ユーザーの生産技術部門、工務部門の技術者、機械設計技術者、安全スタッフ

4．カリキュラム（変更する場合があります。）

講義1：機械設備の安全化とリスクアセスメントの概要

講義2：リスクアセスメントの結果に基づき適用する保護方策の概要

講義3：機械ユーザーにもできる保護方策「安全防護」のポイント

実　習：各種保護装置を搭載したモデル装置による安全防護等の理解

講義4：保護方策の確実性を高める手法「リスクの再評価」

5．参加料金　*一般 28,290 円、会員 25,710 円、中小・一般 16,970 円、中小・会員 15,430 円

＊　会員：中災防の賛助会員・札幌労働基準協会会員である事業場所属の方　　一　般：会員以外の方

会員・中小：下記割引制度の対象事業場でかつ、「会員」の方

一般・中小：下記割引制度の対象事業場でかつ、「一般」の方

※ 料金には消費税、資料代を含みます。

6．参加申込み先　札幌労働基準協会

電話　011-757-0340　FAX　011-757-1803

7．問い合わせ先　中央労働災害防止協会技術支援部　技術指導課

電話：03-3452-6375　FAX：03-5445-1774　E-mail　：sidouka@jisha.or.jp

平成 26 年度中小規模事業場に対する割引サービスの利用について

常時使用する労働者の数が 300 人未満の労災保険適用事業場について、研修に参加される方の参加費の一部を割引するものです。割引サービスの利用を希望される場合は、申込書の「割引サービスの利用を希望する」にチェック（✓）を記入してください。

① 平成 26 年度初めて割引サービスを利用する場合：直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控え）」（労働基準監督署の受付印が入っているもの）の写しを申込書に添付してご提出ください。

② 同じ年度内で 2 回目以降も割引サービスを利用する場合：貴事業場の労働保険番号を申込書の所定の欄に記入していただくか、上記①と同じく「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控え）」（労働基準監督署の受付印が入っているもの）の写しを申込書に添付してご提出ください。

なお、割引サービスを利用して受講した場合、後日実施効果等の確認のためアンケート調査にご協力いただくことがあります。

割引サービスの利用において、不正または虚偽が判明した場合は、割引料金の適用を取り消し、正規料金を請求します。

申込先　札幌労働基準協会　行

FAX：011−757−1803

体験型　機械設備の安全化研修　参加申込書

中央労働災害防止協会（平成26年度）

◎ 太枠内は必ず全てご記入ください。

研修会名	体験型　機械設備の安全化研修　（ 12月3 日 、開催地: 札幌市 ）		
フリガナ		業種番号	
事業場名（参加者の所属事業場）		事業場規模（✓）をご記入ください	□50人未満　□50〜99人　□100〜299人　□300人以上
所在地（✓）をご記入ください	□勤務先　□自宅 〒　　ー	中災防会員について（✓）をご記入ください □会員又は賛助会員　□非会員（一般）	

参加者	フリガナ	所属・役職	年代（✓）をご記入ください □10代　□20代　□30代 □40代　□50代　□60代以上
	氏名　男・女	担当者と異なる場合（TEL）	（FAX）
	フリガナ	所属・役職	年代（✓）をご記入ください □10代　□20代　□30代 □40代　□50代　□60代以上
	氏名　男・女	担当者と異なる場合（TEL）	（FAX）

※参加者と連絡担当者が同一の場合は記入不要です。

連絡担当者	フリガナ	所属・役職	
	氏名		
	TEL	FAX	Email

該当箇所の□にチェックマーク（✓）をご記入ください

・参加費について　□　銀行口座へ振込　□現金書留で送金　（各種手数料は貴社にてご負担願います）

＊領収書については金融機関から発行される振込受領証を領収書に代えさせていただきます。なお、別途必要な方は担当部所までご連絡ください。

注：申込みを取消す場合は、開催日を含め7日前から前日までは参加費の30%を、開催日当日は参加費の100%をキャンセル料として納付いただきます。

※平成26年度中小規模事業場に対する割引サービスの利用について

常時使用する労働者の数が300人未満の労災保険適用事業場について、研修に参加される方の参加費の一部を割引するものです。
割引サービスを利用する場合の参加費は、研修の料金の欄に記載しています。割引サービスの利用を希望される場合は、下記□にチェックを記入してください。

割引サービスの利用を希望する □

① 平成26年度初めて割引サービスを利用する場合：直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控え）」（労働基準監督署の受付印が入っているもの）の写しを申込書に添付してご提出ください。

② 同じ年度内で2回目以降も割引サービスを利用される場合：貴事業場の労働保険番号を以下に記入していただくか、上記①と同じく「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控え）」（労働基準監督署の受付印が入っているもの）の写しを申込書に添付してご提出ください。

※　労働保険番号 □□□□□□□□□□□□□□

なお、割引サービスを利用して受講した場合、後日実施効果等の確認のためアンケート調査にご協力いただくことがあります。
割引サービスの利用において、不正または虚偽が判明した場合は、割引料金の適用を取り消し、正規料金を請求します。

<個人情報について>
ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの的確な提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報の提供等に利用することがあります。個人情報の二次利用に同意されない場合は、右の□にチェックマークをご記入ください。　同意しない □

☆1　業種記号欄には、下記の業種分類記号をご記入ください。

記号	業種分類	記号	業種分類	記号	
A	農林漁業	H	製造業（非鉄金属、金属製品等）	O	教育、学習支援
B	鉱業	I	製造業（機械関連）	P	洗濯・理美容・浴場
C	建設業	J	電気・ガス・熱供給・水道業	Q	廃棄物処理
D	製造業（食料品等）	K	運輸・通信業	R	自動車整備、機械等修理
E	製造業（繊維、衣服等）	L	卸・小売業・飲食店・宿泊業	S	その他の事業サービス業（建物サービス、警備、派遣等）
F	製造業（化学・石油・ゴム）	M	金融・保険	T	他のサービス業
G	製造業（鉄鋼）	N	医療、福祉		

平成 26 年 9 月 30 日

事業主　　各位

札幌労働基準協会長
厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課長
札幌中央労働基準監督署長
札幌東労働基準監督署長

「平成 26 年度労務管理実務講習会」の開催について

各事業場におかれては、働く人が安心して働けるよう労働時間、休暇、賃金等労務管理水準の向上に取組まれていることと存じます。

この度、事業主・労務管理担当者の方々を対象として下記により「労務管理実務講習会」を札幌中央・札幌東労働基準監督署等の御支援を受けて開催いたします。

当講習会では、行政に寄せられた相談・申告事例紹介及び労務管理のポイント等の詳細説明を行いますので、必ずや貴事業場の労務管理水準の向上に資する内容であります。

また、新規に事業を起業した事業場向けの労務管理要点も含まれており、労務管理担当者のスキルアップに役立つ実践的な内容でありますので、多数の方々の参加をお願いします。

記

日　時　　平成 26 年 11 月 20 日(木)　　13 時 30～15 時 50 分

会　場　　北海道トラック総合研修センター
　　札幌市中央区南 9 条西 1-10　℡011-531-2215

内　容　　開会挨拶　　札幌中央労働基準監督署長

説明Ⅰ　「申告・相談事例にみる労務管理の問題点」　(40 分)
　　講師　北海道労働局労働基準部監督課担当官

説明Ⅱ　「労働関係のポイント」　(40 分)
　　講師　特定社会保険労務士　吉村英範

説明Ⅲ　「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度」　(30 分)
　　講師　特定社会保険労務士　吉村英範

定　員　　１００名　[締切日　平成 26 年 11 月 7 日(金)]　定員になり次第締切ります。

参加費　　無料

平成 26 年度労務管理実務講習会申込書　(このまま FAX 下さい)

札幌労働基準協会行　(FAX　０１１－７５７－１８０３)

事業場名	
住所　〒 ℡	
氏　名	氏名

照会先　札幌労働基準協会　℡011-757-0340　担当石川